

東日本大震災の被災者で医療機関等を 受診された方々へお知らせです

◎平成24年3月1日以降も、次の方については、引き続き医療機関等の窓口負担は免除となります。

〈窓口負担が免除される方〉

災害救助法の適用地域（東京都を除く。）や被災者生活再建支援法の適用地域の住民（地震の発生以後、他市町村へ転出した方を含む。）であり、次の(1)～(7)のいずれかに該当する方

- (1)住家の全半壊、全半焼またはこれに準ずる被災をした方
- (2)主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った方
- (3)主たる生計維持者の行方が不明である方
- (4)主たる生計維持者が業務を廃止・休止した方
- (5)主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方
- (6)原発の事故に伴い、警戒区域、計画的避難区域、旧緊急時避難準備区域に関する指示の対象となっている方
- (7)特定避難勧奨地点に居住しているため避難を行っている方

○東京電力福島原発事故による警戒区域等（注）のすべての住民の方（震災発生後、他市町村へ転出した方を含みます。）は、平成25年2月28日まで免除を受けることができます。

○東日本大震災による被災区域（警戒区域等（注）以外）の住民の方で、国民健康保険、後期高齢者医療制度、全国健康保険協会にご加入の方（震災発生後、他市町村へ転出した方を含みます。）は、平成24年9月30日まで免除を受けることができます。

（その他の医療保険にご加入の方は、ご加入の保険者により、引き続き窓口負担が免除されることもあります。詳細については、ご加入の保険者へ問い合わせください。）

（注）「警戒区域等」とは ①警戒区域
②計画的避難区域
③旧緊急時避難準備区域
④特定避難勧奨地点（ホットスポット）
と指定された4つの区域等をいいます。

○国民健康保険、後期高齢者医療制度、全国健康保険協会にご加入の方は、有効期限欄に「平成24年2月29日まで」と記載されている免除証明書でも、引き続き使用することができます。

（その他の医療保険にご加入の方で、引き続き、窓口負担が免除される方は、免除証明書の更新が必要となります。）

◎入院時食事療養費、入院時生活療養費の自己負担の免除は、平成24年2月29日までとなります。

□問い合わせ先

【国民健康保険】 保険課国保係 ☎(48)1111（内216）

【後期高齢者医療制度】 保険課医療年金係 ☎(48)1111（内257）